

監査公表第 21 号（令和 8 年 7 月 24 日、県公報第 714 号登載）

本庁定期監査の結果に基づく措置通知（議会事務局）（令和 7 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号）に基づき、県議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 24 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	井 上 博 隆

8福議総第697号
令和8年7月7日

福岡県監査委員	塩川正一殿
同	世利洋介殿
同	森行一殿
同	井上博隆殿

福岡県議会議長

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
議会事務局	海外出張に係る委託料について、過去の実績や見積り等を考慮して作成された予算上の積算があるにもかかわらず、予算額を大きく下回る額で予定価格を定め、随意契約を行った後に業者と増額変更契約を行っており、適切な予定価格の設定がされていなかった（３件）	今後の海外出張に係る委託契約については、「福岡県の海外活動に関する契約等手続について」（令和８年６月１日付総務部長通知）に基づき、以下のとおりとすることとした。 ・原則として競争入札とする。 ・予定価格は、海外活動の契約の際の上限額の目安になることを踏まえて、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適切に算出する。 ・変更契約の手続きにあたっては、その理由が過去の実績や経験則に基づき予見できなかったものであることの説明や、単に契約変更をした内容や事実のみに関する説明について記載するだけでなく、予見できなかった事象（対象者・数量・期間等）について、その経緯や理由を変更契約伺い時に詳細に記録して明らかにする。 また、適切な予定価格の設定について、当該部長通知等を職員全員に対して周知徹底し、契約の適切性及び透明性を図る意識の醸成を行うとともに、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行うこととした。